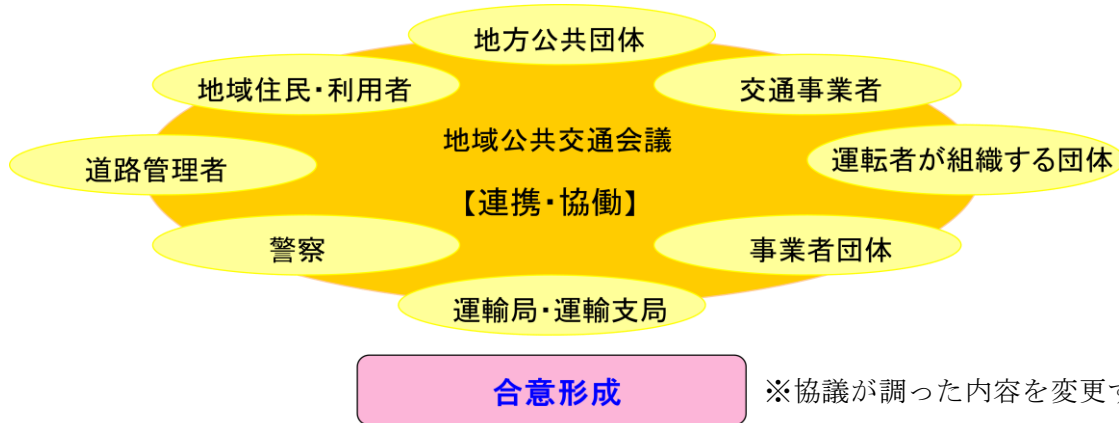


## ■佐賀市地域公共交通会議について

### 1 地域公共交通会議の目的 【設置要綱第1条関係】

地域における需要に応じた市民生活に必要な交通手段の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスに必要となる事項（運行形態やルート等のサービス水準、運賃等）を協議する。

※根拠法令 道路運送法第9条第4項、道路運送法施行規則第9条の2



### 2 具体的な協議事項 【設置要綱第2条関係】

- (1) 地域の実情に応じた輸送サービスの運行形態、運賃等
  - ・運行形態、路線、営業区域など、他の路線定期運行との整合性（コミュニティバス、デマンドタクシーなど）
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び収受する対価
  - ・バス等の公共交通機関が不在の場合などに、市が有償運送することの必要性
- (3) 市の地域交通施策の推進
  - ・佐賀市公共交通ビジョンの策定など施策の推進

### 3 委員構成 【設置要綱第3条関係】

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ・佐賀運輸支局         | ・住民、利用者        |
| ・県バス・タクシー協会     | ・学識経験者         |
| ・一般乗合旅客自動車運送事業者 | ・道路管理者         |
| ・一般乗用旅客自動車運送事業者 | ・佐賀北警察署、佐賀南警察署 |
| ・運転手が組織する団体     | ・佐賀県           |
|                 | ・佐賀市           |

※任期 平成29年8月4日から平成31年8月3日まで